

## 評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 蒼生福社会（以下「当法人」という）定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬等について定めるものとする。

### (評議員の報酬等の算定方法)

第2条 評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

### (報酬等の支給方法)

第3条 評議員に対する報酬等の支給時期は、支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

### (公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附則 この規程は平成29年6月13日より施行する。

## 1、評議員

	日額
評議員会への出席	8,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	8,000 円